

令和7年度第1回 菊川市都市計画審議会

日 時：令和7年12月10日（水）

午前10時00分～

場 所：菊川市役所本庁舎

2階庁議室

出席者

審議会委員 小泉 祐一郎（会長） 落合 文夫（職務代理者）
鈴木 あいか 坂部 勝美 松永 晴香
藤原 万起子 小林 博文 山下 修
榊原 正彦（袋井土木事務所長）

市 役 所 建設経済部長 星野 和吉
建設経済部参事兼都市計画課専門監 川合 吉弘
建設経済部連携調整室主幹 笹瀬 泰広
都市計画課長 大浦地 明久
都市計画課都市計画係長 後藤 達哉
都市計画課都市計画係主任主査 澤入 真衣
都市計画課都市整備係長 杉山 雄大
（報告事項のみ）
建設課維持管理係主幹兼係長 野口 宏道

次第

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 会長の選出
- 5 会長挨拶
- 6 議 事

1) 第1号議案 東遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
の変更（静岡県決定）

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議事録

1 開会

大浦地課長：皆様、こんにちは。お忙しい中、都市計画審議会にご出席頂きありがとうございます。また、今年度から新たに2年の任期で委員をお引き受けいただき誠にありがとうございます。昨年度は議決案件がなく開催はありませんでしたが、本年度は本日と来年3月の2回を予定しております。よろしく願いいたします。菊川市都市計画審議会条例第6条第2項に「2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」とありますが、本日は10名中9名の出席がありますので、本会は成立します事をご報告致します。それでは互礼をもちまして開会といたします。ご起立をお願いします。

『相互に礼』ご着席ください。

ただ今から、令和7年度第1回菊川市都市計画審議会を開会いたします。初めに配布資料の確認をさせていただきます。

(省略)

過不足がありましたら、挙手願います。よろしいでしょうか。それでは、長谷川市長からご挨拶を申し上げます。

2 市長挨拶

長谷川市長：本日はお忙しい中、菊川市都市計画審議会にご出席いただきありがとうございます。感謝申し上げます。本審議会は、都市計画に関する事項について、市から諮問させていただき、審議していただくものです。皆様のご意見は菊川市の将来を見据えたまちづくりの道しるべとさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

市では「第3次菊川市総合計画」という令和8年度からスタートする計画を策定させていただいております。「誰もが夢叶う幸せ創生都市」菊川“をを目指して”をテーマに各種施策を推進してまいります。市政懇談会でもお話しさせていただいていますが、掛川浜岡線バイパスの南側に抜ける道が来年3月に供用開始予定です。北側、西側はこれからになりますが着実に進めていくことが大切と思っております。

それから工事が進んでいる橋上駅舎も来年3月に完成するというので、ここで報告させていただきます。現在南側ロータリーは駅から降りて東側に行きたい方が戻って横断歩道を渡らなければいけない状況になっています。長らく警察と協議をし、ここをまっすぐ渡って横断歩道に行けるように検討を進めていますこの動きひとつで皆さんの動きも楽になり、交通違反もなくなると考えます。駅や広場ができてからの話になります。これからさらに駅の北側についてですが、マンションが3棟あり、4棟目がつくられ始め、回りに住宅地もできています。人口は簡単には増えない状況ですが、人口が一番多かった時代と今の世帯数を比べると17%増えています。これだけ増えているということは、北側のポテンシャルが高いということ、それから駅から歩いていける場所は人気が高いと言われています。現在北側はすでに300件増えていて、さらに400件増え700件になると、住民税と固定資産税が増えれば税収が3億円近く増えます。税収75億円のまちで3億円増えれば3～4%

増えます。税収1%増やすことがどれだけ大変かという中で、合併から20年くらい経ちますが、まち全体で持続可能に進めていくことが大切とっております。10月22日に大東建託さんが発表した「幸福度ランキング」で菊川市が県下1位をとったという大変嬉しいニュースが飛び込んできました。今後もまちづくりをしっかりと進めていながら前に進んでいきたいと思っております。

本日ご審議いただく案件は、静岡県が決定する都市計画でございますが、委員の皆様のご意見を賜り、県へ答申するものになります。委員の皆様方にはそれぞれの専門的見識からのご議論をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 委員の紹介

大浦地課長：続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。菊川市都市計画審議会委員名簿をご覧ください。順番に読み上げさせていただきます。

静岡産業大学経営学部 教授 小泉 祐一郎（こいずみ ゆういちろう）様、
菊川市農業委員 会長 落合 文夫（おちあい ふみお）様、
菊川市商工会長 清水 厚（しみず あつし）様、清水様は本日欠席です。
建築士 鈴木 あいか（すずき あいか）様、
元菊川市防災指導員 坂部 勝美（さかべ かつみ）様、
菊川市議会議員 松永 晴香（まつなが はるか）様、
菊川市議会議員 藤原 万起子（ふじわら まきこ）様、
菊川市議会議員 小林 博文（こばやし ひろふみ）様、
菊川市議会議員 山下 修（やました おさむ）様、
静岡県袋井土木事務所長 榊原 正彦（さかきばら まさひこ）様
以上10名となります。

次に菊川市都市計画審議会条例をご覧ください。

条例第3条第3項に「委員の任期は、2年とする。」と記載がありますので、任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日の2年間となります。よろしくお願いいたします。

また、この場をお借りしまして、職員の紹介をさせていただきます。

建設経済部長の星野、連携調整室主幹の笹瀬、本年度、静岡県から派遣されている建設経済部参事兼都市計画課専門監の川合、私は都市計画課長の大浦地です。続いて、都市計画審議会の事務を行っております、都市計画係長の後藤、係員の澤入、都市計画課都市整備係長の杉山です。また、「その他」の報告事項の際に、建設課維持整備係長の野口が入室いたします。よろしくお願いいたします。

4 会長の選出

大浦地課長：続きまして、会長の選出に移らせていただきます。

菊川市都市計画審議会条例第5条第2項に「会長は学識経験のある者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。」とあります。名簿の選出区分より、学識経験のある者として、小泉委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員：異議なし

大浦地課長：ありがとうございます。それでは、小泉委員、会長職をお願いいたします。会長席に移っていただきご挨拶をお願いいたします。

5 会長挨拶

小泉会長：前回に続きよろしくをお願いいたします。都市計画審議会は静岡市、浜松市、湖西市、菊川市で会長、御殿場市で委員を務めさせていただいています。今日の議案にある区域マスタープランもそれぞれの市で審議しており、それぞれの違いや共通点など勉強になります。30年前に静岡県から1年間小笠町役場に交流で来させていただき菊川市は第二の故郷と思っています。よろしく申し上げます。

大浦地課長：ありがとうございました。もう一点、菊川市都市計画審議会条例第5条第4項に「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。」とありますので、職務を代理する方をあらかじめ決定しておきたいと思えます。会長から指名をお願いいたします。

小泉会長：それでは、菊川市都市計画審議会職務代理者を農業委員会長の落合委員にお願いしたいと思えます。よろしく申し上げます。

落合委員：よろしく申し上げます。

大浦地課長：市長につきましては、所用がございますので、ここで退席させていただきます。

6 議事

大浦地課長：それでは、議事に入りますが、進行につきましては、都市計画審議会条例第5条第3項に「会長は、会務を総理し、審議会を代表する。」と規定されておりますので、会長の小泉様をお願いいたします。

小泉会長：それでは議事に入ります。次第に沿って進めさせていただきますので皆様の御協力をお願いいたします。

第1号議案「東遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（静岡県決定）」いわゆる都市計画区域マスタープランと申します。こちらについて事務局から説明願います。

【第1号議案 東遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（静岡県決定）】

事務局：都市計画課都市計画係長の後藤です。私から、第1号議案についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

第1号議案につきましては、都市計画法第15条第1項の規定により、静岡県が決定するものであり、最終的には、令和8年2月19日に静岡県都市計画審議会で審議される案件です。都道府県の都市計画決定については、法第18条第1項に「都道府県は、関係市町の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする」と規定されています。この条文に基づき、静岡県知事から菊川市長宛てに、令和7年10月3日付けで意見照会があり、菊川市長から静岡県に回答するにあたり、菊川市都市計画審議会に諮問するものであります。

それでは初めに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、通称「区域マス」と呼ばれていますが、こちらについて簡単にご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

区域マスは、都市計画法第6条の2に規定されるものであり、県が、都市計画区域ごとに作成するものであります。目的は、「中長期的な視点に立った、都市の将来像を明確にし、その実現に向けての、大きな道筋を明らかにする」ものとされており、都市計画区域マスタープラン、通称「区域マス」と呼ばれております。

静岡県では、5年ごとに行われる総務省の国勢調査を基準年次とし、定期的に見直しを行っています。今回を第9回定期見直しとしており、前回、令和2年度の計画書を変更するものです。

都市計画では、日常生活の結びつきが強い一体の都市圏を「広域都市計画区域」として指定し、まちづくりを進めています。菊川市は、多くの面で結びつきが強い掛川市と共に「東遠広域都市計画区域」に属しており、図に示した「東遠広域都市計画区域」が本案件の対象範囲となります。従って、計画書の中には、掛川市に関する内容も多く含まれていることをご承知ください。

それでは今回の変更内容についてご説明いたします。お配りした資料ですが、1ページと2ページが理由及び変更理由、3ページから6ページが変更内容の説明、7ページから26ページが変更内容を反映した計画書全編となります。

資料1ページ、2ページをご覧ください。変更理由につきましては、資料に記載のとおり、第8回定期見直し以降における都市の発展の動向、人口及び産業の現状、並びに将来の見通し等を踏まえ、長期的視点に立った都市の将来像、都市計画の基本的な方向性等を見直す必要が生じたことから変更するものであります。

続いて、変更概要についてご説明いたします。資料3ページをご覧ください。主な変更内容は、大きく4点となります。1点ずつご説明いたします。

1点目は、県全体を俯瞰し、「1（1）都市づくりの基本理念」が再整理されました。変更の概要は、都市を取り巻く社会経済情勢の変化、新たな潮流・法改正への対応など、課題がより広域化・複雑化しており、都市計画区域ごとでは解決できない課題が見えてきたため、都市計画区域ごとではなく、より広域的な観点に立ち、県全体としての方向性を示し、本計画に反映されました。

2点目の変更として、県としての方向性、地域の土地利用の考え方を踏まえ、「3（1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」に追記がされました。変更の概要は、県の目指す持続可能な、「集約連携型都市構造」を推進するため、住宅地、商業・業務地について、立地適正化計画に基づく、居住・都市施設の誘導が本計画に反映されました。事前復興まちづくり計画、流域治水、無電柱化などの、都市防

災に関する重要施策について本計画に反映されました。県の目指す集約連携型都市構造を進めるうえでポイントとなる、公共交通と土地利用の連携、低未利用地の活用について本計画に反映されました。法改正を踏まえ、災害防止の観点から、災害ハザードエリアにおける開発の抑制について本計画に反映されました。都市的土地利用に関して、交通利便性などを総合的に判断し、工業系の土地利用は、今後も柔軟に対応するとの県の考えについて、本計画に反映されました。合理的な土地利用に向けたインターチェンジ周辺や、幹線道路などにおける特定用途制限地域の検討について、本計画に反映されました。

3点目の変更として、県全体で拠点と連携軸を評価した結果に基づき、「3（2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」の見直しがされました。変更の概要は、県全体を俯瞰した広域的な視点から、拠点と連携軸の考え方を整理し、見直した結果が本計画に反映されました。

4点目の変更として、自然環境分野における国の考えに基づき、「3（4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」に追記がされました。変更の概要は、新たな潮流の1つである、グリーンインフラ推進について本計画に反映されました。

資料4ページから6ページに具体的に変更した部分を記載しております。こちらの内容を踏まえ、資料7ページ以降の本編に沿って、変更箇所をスクリーンでお示しながらご説明いたします。スクリーンでは、変更箇所を、黄色く着色しております。

目資料9ページをご覧ください。1 都市計画の目標、(1)都市づくりの基本理念の、中段あたりの表現が修正され、「今後は、さらに進む人口減少・少子高齢化、地球温暖化、頻発・激甚化する自然災害、住民ニーズの多様化などへ対応する必要がある。よって、効率的な都市活動の実現、脱炭素社会の構築、安全な都市空間の形成、デジタルトランスフォーメーション推進による都市サービスの高度化などを図るため、都市機能や居住を集約する拠点を中心に、公共交通などのネットワークを再編して、拠点間の連携を強化する集約連携型都市構造の実現を目指す。」と表記されました。こちらは、県が目指す都市構造、新たな法制度、新たな技術について、県全体として考えを整理し、全ての都市計画区域に反映されたものです。

資料9ページの下から10ページにかけて、基本理念に基づき、目標6項目が再整理されました。

①の「集約連携型都市構造の構築」は、JR掛川駅やJR菊川駅周辺への都市機能の集積を図ることで賑わいや活力を創出する都市づくりを目指すもの。

②の「安全・安心な都市空間の形成」は、地震や風水害などの災害に強い都市づくりを進めることで誰もが安心して住み続けられる都市づくりを目指すもの。

③の「脱炭素社会の形成」は、豊かな自然環境の保全と市街地内における緑化推進、公共交通の利用促進との連携を図りながら脱炭素社会の形成につながる都市づくりを目指すもの。

④の「質の高い都市空間・活動の確保」は、賑わいのある中心的な商業・業務地を配置し、その利便性を享受できるエリアへの居住誘導を図ることで、利便性の高い居住環境と産業を支える都市づくりを目指すもの。

⑤の「先進技術や民間活力の導入」は、社会潮流の変化を踏まえ、次世代モビリティなどの高度サービスを提供する都市づくりを目指すもの。

⑥の「自然環境と農林漁業環境の保全」は、歴史・文化資源が調和した個性と魅力にあふれる都市づくりを目指すものとなります。

資料 11 ページをご覧ください。(2) 地域毎の市街地像の 1 段目に「都市機能の集約を図る、J R 掛川駅周辺と J R 菊川駅周辺の中心市街地を、都市拠点とし、その他地域拠点、産業拠点、観光・レクリエーション拠点を地域特性に応じて配置し、これら拠点が交通軸により連携した集約連携型都市構造を目指す。」が追記されました。こちらは、集約連携型都市構造の形成を進めるため、その構成要素である拠点の役割を明確にし、これら拠点間等を連携軸で結ぶ方針をしっかりと区域マスに反映したものとなります。

資料 13 ページの将来市街地像図をご欄ください。これまで、菊川 IC 周辺が地域拠点に位置付けられていましたが、合併前の旧市町村の中心地、主要な鉄道駅や旧城下町・旧宿場町周辺などを地域拠点とする考え方が整理されたため、今回の変更で、菊川 IC 周辺は地域生活拠点より除外されました。

資料 14 ページをご覧ください。3 主要な都市計画の決定の方針、(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針、1) 主要用途の配置の方針、① 住宅地の最後の段に「立地適正化計画において設定している居住誘導区域には、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住の誘導を図る。」が追記されました。こちらは、立地適正化計画の役割を区域マスに示すため、居住誘導という立地適正化計画に期待する役割を明記したものとなります。

続く、② 商業・業務地、15 ページに移りまして、最後の段に、「立地適正化計画において設定している都市機能誘導区域には、生活サービスの効率的な提供が図られるよう都市機能増進施設の誘導を図る。」が追記されました。こちらについても、立地適正化計画の役割を区域マスに示すため、都市機能の誘導という立地適正化計画に期待する役割を明記したものとなります。

資料 16 ページをご覧ください。3) 市街地の土地利用の方針に、④ 都市防災に関する方針が追加され、1 段目に「頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアの土地利用の見直しや立地適正化計画による居住の誘導、防災指針の作成・実践、事前復興まちづくり計画の策定、流域治水の推進などにより、災害に強い安全なまちづくりに向けた総合的な対策に取り組む。」、続く 2 段目に「無電柱化の推進により、都市における災害の防止、円滑な交通の確保、良好な景観・居住環境の形成を図る。」、続く 3 段目に「浸水被害が頻発している菊川水系黒沢川においては、特定都市河川に指定し、あらゆる関係者が協働して流域治水に取り組む。」が追記されました。これらは、頻発・激甚化する自然災害に対して、用途地域内においては、県全体を俯瞰したうえで、まちづくりの観点から取り組むべき方針を整理する必要があることから明記されたものとなります。

続いて、⑤ 公共交通と土地利用の連携に関する方針が追加され、1 段目に「J R 掛川駅周辺及び J R 菊川駅周辺については、都心居住の促進と併せて、バスや自転車などからの乗換利便性の向上、アクセス道路における歩行者・自転車空間の確保を図ることで、歩いて暮らせるまちづくりを進める。」、続く 2 段目に、「公共交通の

利便性向上を図るため、民間、行政が連携してICTやインフラなどの環境の構築を進め、公共交通の維持につながる自動運転の導入に向けた基盤、施設整備を検討していく。」が追記されました。これらは、都市づくりの目標である「高度なサービスの実現に向けた協働・連携し合う都市づくり」の実現に向け、利便性の高い路線バス網の維持にあたり、担い手不足の解決のための自動運転バスの実用化を見据えた官民協働・連携の取組や必要なインフラ整備の考えを反映したものとなります。

続いて、⑥ 低未利用地の有効活用に関する方針が追加され、1段目に「都市基盤整備が未整備の地区では、低未利用地を活用した道路、公園などの都市基盤の整備を進める。一団の低未利用地がみられる地区では、土地区画整理事業などの面的整備を検討する。」が追記されました。こちらは、集約連携型都市構造の構築に関連する、都市機能や居住の誘導のための受け皿として、空き地、空き家、低未利用地の活用が考えられることから、低未利用地の有効活用について反映したものになります。

資料17ページに移りまして、4) その他の土地利用の方針、② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針の1段目に、「土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は、自己居住用を除く住宅、自己の業務用施設などの開発を原則禁止する。」が追記されました。こちらは、用途地域外においては、開発を抑制すべき区域であるという性格を踏まえ、また、法律等の改正の主旨をしっかりと区域マスに反映したものとなります。

続いて、④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針の1段目に「計画的な市街地の検討を行う地区は、都市計画上の影響を予測した立地評価を行い、整備の見通しが明らかになった段階で、農林業などとの調整を行った後、用途地域の拡大や地区計画制度の導入により、計画的な整備を図る。」が追記されました。こちらは、静岡県としての用途地域拡大の考え方を区域マスタープランに反映したものとなります。続く3段目に「インターチェンジや主要幹線道路周辺などにおいては、交通利便性を生かし、都市的土地利用の必要性や今後の見通しなどを総合的に判断し、観光や工業系施設など都市計画上の位置付けを検討する。」が追記されました。こちらは、インターチェンジなどへのアクセス性などの交通条件や、一団の土地確保の必要性から、市街地内より郊外部において確保するのが妥当であるケースもあることから、工業系市街地を対象とする用途地域の拡大は、今後も柔軟に検討する必要があることを踏まえて追記されたものとなります。18ページに移りまして、最後の段に「インターチェンジ周辺、幹線道路沿道など、店舗・事務所等の建築物の立地が想定され周辺環境への影響が懸念される地域において、合理的な土地利用が行われるよう、特定用途制限地域の指定を検討する。」が追記されました。こちらは、用途白地地域における開発による周辺環境への影響が懸念される場合は、特定用途制限地域の指定による対応を検討する旨が反映されたものとなります。

資料19ページをご覧ください。一番下になりますが、② 主要な施設の配置の方針、イ 交通広場の3段目に「また、菊川市では、菊川駅南北市街地の均衡ある発展を図るため、JR菊川駅南北自由通路の整備を推進するとともに、南口駅前広場の拡張と北口に駅前広場を新たに配置する。」が追記されました。こちらは、菊川市では、JR菊川駅南口駅前広場の拡張と北口駅前広場の整備を計画しており、令和9年度

には整備完了予定であるため、これを踏まえて追記され、続く 20 ページの ③ 主要な施設の整備目標に、優先的に基準年次からおおむね 10 年以内に整備することを予定する施設として、表の中に「3・4・3 菊川駅前通り線（菊川駅南口駅前広場）」が追記されました。

資料 22 ページをご覧ください。上から 6 行目、3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針、②主要な施設の配置の方針に、「と畜場として、菊川市赤土地地区に静岡県内の食肉流通の合理化や、食肉等の加工から販売までの強化等の畜産振興及び、都市の健全な発展を図るための静岡県食肉センターを新たに配置する。」が追記されました。こちらは、菊川市で、と畜場「静岡県食肉センター」を整備しており、令和 5 年度に都市計画決定済みであるため、これを踏まえて追記され、③ 主要な施設の整備目標に、優先的に基準年次からおおむね 10 年以内に整備することを予定する施設として、表の中に「と畜場 静岡県食肉センター」が追記されました。

資料 23 ページをご覧ください。(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針、1) 基本方針、① 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の重要性の最後の段に「区域の特性を生かしながら、生物多様性の保全、良好な景観の形成、気候変動への対応など自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるため、グリーンインフラの取組を推進する。」が追記されました。こちらは、国によるグリーンインフラポータルサイトやグリーンインフラ推進戦略の考えを踏まえ、県全体として、グリーンインフラについては、取組を推進する必要があることから追記されたものとなります。

変更内容の説明は以上となります。

この他にも、文章表現や数字の時点修正等の細かな修正もされておりますが、説明については割愛させていただきます。第 1 号議案「東遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」についての説明は以上となります。

小泉会長：ありがとうございました。内容の確認やご質問と、ご意見と分けたいと思います。まずは内容の確認やご質問があればお願いします。その後、ご意見があればいただきたいと思います。

【質疑】

小泉会長：他のところと共通しているところがあるので、私から区域マスタープランとは何かを説明させていただきます。東遠広域都市計画区域という区域全体の大きな方針のことで、これとは別に菊川市・掛川市でそれぞれ都市計画マスタープランというものがあり 2 段階になっています。区域の方針は県がつくっていて、市の方のマスタープランはそれぞれの市が決定します。

今回県の他の地域等も見てみると、共通して集約連携型都市構造といった、都市計画の基本理念や基本的な方針は大体それぞれの都市計画区域で共通したことが書いてあります。都市計画基礎調査を県が 5 年ごとに実施していて、それに基づいて数字が動いているので、その数字が動いたことを基に変えている部分がありますがそれも共通。大きく変わった部分は、従来、都市計画区域マスタープランと市のマス

タープランが内容のだぶりが多かったため、今回区域マスタープランの方は、他の区域との広域的な関係や区域内の拠点の話については区域マスタープランに載せるんですが、それ以外は市のマスタープランに書きましようということになりました。この話は10年前にもやろうとしてできなかったと承知しています。今回はそういう整理がされていますので先ほど加茂地区のICの拠点の位置付けは市のマスタープランには出てきますが、県の区域マスタープランには書かないことになったということ承知いただきたいです。

A 委員：5ページの(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

③に「優先的に基準年次からおおむね10年以内に整備することを予定する施設として「3・4・3 菊川駅前通り線(菊川駅南口駅前広場)」を加える。また、「3・4・2 西方高橋線」等を削除する」とあります。この西方高橋線は、掛川浜岡線バイパスということではほとんどできあがってきた。数年前に西方地区が満水地区と連携するため都市計画の一部を変更した記憶があります。今年の3月21日に473バイパスの菊川ICが開通したことによって、掛川から牧之原への工場があり、その流れが旧金谷のICを通っていかれ、非常に利用が進んでいる印象がある。その中で、この文章でいくと、西方高橋線を削除して、駅前通り線を10年以内に整備するという道路の追加がなされていると思う。我々防災のものからみると、災害があった時に緊急物資の輸送として将来的に静岡空港から473をいかに有効に使って各地方に流すということになると、駅前通り線から約10分でバイパスまで入る。金谷のICも有効で使われて便利になる。そういう意味で西方高橋線を削除して、新たに駅前通り線を追加したのかなという気持ちを持っている。そういう背景があるのかお聞きしたかった。

小泉会長：表の「整備を予定する」と書いてある関係があると思います。それから広域的な道路という関係も含めて。今回、他のところもばさばさ削っています。区域内のものは大幅に削っている。整備予定のものを書くなど。質問のお答えをお願いします。

A 委員：防災計画で物資の搬送が駅前通り線と473を使うという連携があってこれを整備しないといけないというのがわかりやすい意味を持つ。そういった背景があるのか聞きたいです。

事務局：今回、西方高橋線の記載がなくなった経緯としては、掲載する条件として広域連携軸または都市連携軸に位置付けられ、かつ自動車専用道路および主要幹線道路に該当する場合のみ個別に記載するというルールが設けられたため記載がなくなり、計画自体がなくなったなどそういった経緯で削除したわけではありません。

A 委員：計画がなくなったわけではないことはわかる。整備順位が遅れるだけなので。駅前通り線を追加した意味が、県からきている話だと思う。それは防災という大きな広域をみたときに、東遠地区で掛川の満水から国道1号バイパスから473を

通って御前崎へ抜ける道がしっかり確保できている。今の掛川浜岡線バイパスを優先的にやるより、駅前通り線ができているから主軸として当然行く。でも菊川に災害があった時にどういうルートを通るか考えた時に駅前通り線を当然いれて473から静岡空港に行けるのが大きな目でみれば必要になってくる。だからこそ西方高橋線を削除して駅前通り線をいれたのではというのが、地元の説明するには非常にわかりやすいと思う。そういう考えはなかったですか。

大浦地課長：今回の駅前通り線の追加は、路線としてというよりも駅前広場が位置付けになっています。駅南の再整備、復旧の事業があり、その関係で載っています。本編20ページを見ていただくと、ウ駐車場の③主要な施設の整備目標に交通広場の種別になっています。あくまでも広場の部分を10年以内に整備するというので追加がされています。道路ネットワークとしての追加ではないです。先ほど会長からもあった通り、区域マスタープランの13ページに将来市街地像というカラーの図があります。今までは菊川市0、掛川市の中にそれぞれの市の幹線軸があったが、今回大きなくくりで区域ごとの連携として位置付けをしているので細かい部分がはずれ、計画自体は各市のマスタープランに位置付けることになりましたので区域マスタープランには載せないことになりました。

小泉会長：A委員がおっしゃったことは、市町村のマスタープランの説明には出てくるが、区域マスタープランには県の方は、隣の両都市計画区域を見据えた中での広域的な連携軸については書くが、それ以外では大きく削っています。区域内の軸を意識しているわけではなく、駅の拠点整備があるので載せてあることになるかと思えます。

A委員：私としては南北軸が新しくできて、東西軸が東名高速や1号バイパス、新東名があって、南北軸になったときに拠点のなかで菊川市というのはどういう形で接続してこれを有効に活用するのかという視点も入っているかと思った。それはないということですか。

小泉会長：重要な視点ですが、そちらは市の都市計画マスタープランで考えていきましょうということになりました。

A委員：わかりました。

B委員：13ページの図面がありますが、菊川市の立地適正化計画においては、都市拠点と地域拠点で大きく3箇所示されていて、IC付近が地域拠点で示されている。それが今回県の区域マスタープランでは除かれたと。その理由をもう一度説明してほしい。

小泉会長：地域拠点の定義ということでよいですか。

B 委員：はい。

事務局：地域拠点の定義としては合併前の旧市町村の中心地、主要な鉄道駅や旧城下町、旧宿場町周辺などを地域拠点とするというのが県の考えで聞いています。

B 委員：はい。そういう形で除かれたと。もう一点、菊川市と掛川市を比べてはいけませんが、掛川市の方が円がだいぶ大きい。この大きさを菊川市にもってきたら IC も入るのではないかというふうに思います。

小泉会長：丸の大きさは赤い部分のいわゆる商業系がある市街地の部分の大きさを含めている関係があるかもしれないです。

B 委員：実際ここを見ると、こちらはこちら、こちらはこちらという感覚よりもこの辺り一帯が人口が集中し始めている状況があるかと思う。見解があるか。

大浦地課長：丸の範囲については、ここを逆に小さくしないように、ここだけはしっかりと確実に都市拠点としての機能や居住誘導区域としての機能を有していきましようというエリアとして囲っています。全体的な流れで見るとつながっていくことは問題ないが、確実に拠点として維持していきましようという意思表示になります。掛川市さんもこのエリアだけは確実にということになってこようかと思います。

B 委員：駅北のことをいうなら円をもう少し北にしてもらいたい。

小泉会長：それでは続いてご意見あればお願いします。

C 委員：5 ページの 1 番上、本編だと 16 ページに「無電柱化の推進」とあります。菊川の中で無電柱化しているところはおそらくないかと思いますが、以前議会で駅北開発推進の質問をした中では計画はしていない感覚でした。無電柱化ということは地中に電力線や通信線を埋めると思いますが、費用対効果の面と防災対策の面を比較すると、推進と書かれると、ある程度お金かけてもやっていくのか。無電柱化については大きな都市部なら極端に言えば、水道も下水道も含めたエリアで無電柱化するかと思います。地方の都市では無電柱化する費用対効果は防災の面では重要かもしれませんが、ひとつ考える余地があるかと思います。追加にはないですが、20 ページに下水道について書かれています。ここでは排水についてもかかっているが、平地のまちなかを無電柱化すると、浸水によって通信線等電力線に影響がでることが大きいので配慮する必要があるかと思っています。下水道については、生活排水のみを対象にしているが雨水もしっかりと整備していくことはある程度計画的にやっていたことで住宅の浸水も含めて重要だと思っています。無電柱を推進するよりも雨水に関する下水整備の方が今後地域の方は重点を置いた方がいいかと思っています。

小泉会長：掛川市も含めてのことで書いてありますが、菊川市において無電柱化の

計画はありますか。

大浦地課長: 駅南に一部無電柱化しているところがありますが、計画はありません。都市防災の面だと電柱が立っているよりもなくしていく方が一番良いですし、インフラの再整備の面でも特定ができてすぐ復旧が可能で良い面もあります。ただ費用対効果の部分もでてきて、まちなかの浸水も見受けられる部分もあり心配もあります。整備するとなればある程度整備にあわせてになるかと思えます。それなりの大規模な計画をたてないと難しいと思っています。現状としてはないですが、県の全体的な考えにおいては区域マスタープランとしては都市防災の観点から無電柱化の推進は必要で記載されていると考えます。下水道については汚水処理に特化してやっています。下水道の機能としては地下を通して浸水をなくす意味合いも持っています。先ほどお伝えしたとおり、どこを優先的にやっていくか、費用も考えながら、まちなかを管渠としてやっていくことが考えられますので、位置をどうするか、流域をひろうなど、なかなか一朝一夕ではいかないため、いろんな意見の中で今後検討されるべきと考えます。

小泉会長: 無電柱化の推進については、他と共通で入ってしまっていると思います。

C 委員: 駅南のどこになりますか。

杉山係長: 駅南の広場になります。広場に関しては地下に埋設しています。

C 委員: ロータリーの一角ですか。

杉山係長: そうです。

星野部長: 無電柱化というのは日本として防災関連で大きなテーマになっています。菊川市も駅北について無電柱化を考えているが整備の仕方が難しいため、キュービクルに一か所に集めて自前の配線を引いていくやり方に変え、実質見え方は無電柱するような形で駅北広場は整備していきたいと考えています。昔のような下水も水道も電気も通信線も全部を同じ管に入れるのはお金もかかります。無電柱化を推進する市区町村長の会というものがありますが、国の方針は、水道管と同じように普通に埋め戻しているやり方に変更しつつあります。それが取り入れられれば道路整備等を行ったときにその部分を無電柱化する。掛浜バイパスは、道路内に電柱を立てない、占用は認めていなく、民地内に立てることとしています。地震のときに倒れることを防止しています。大きな目標では無電柱化の推進は必要ですが、費用対効果的には単独事業でやることは考えていなく、他の事業と一緒にできればと考えています。

小泉会長: C 委員のご意見は参考意見という形にさせていただきます。それでは、ご質問等ないようですので、採決を取ります。この件について、ご異議のない方は

挙手をお願いします。

【全員挙手】

小泉会長：全員挙手により原案通り進めていただくこととします。この件は市長からの諮問でございますので、本日の採決結果については、市長あてに答申いたします。今後、県の都市計画審議会の審議を経て都市計画決定の運びとなります。なお、静岡県の都市計画審議会については、来年2月19日に開催されることとなっております。議案は以上となります。御協力ありがとうございました。事務局にお返しします。

7 その他

※その他事項のため議事録を省略

8 閉会

大浦地課長：長時間にわたるご審議ありがとうございました。
以上で令和7年度第1回菊川市都市計画審議会を閉会いたします。
互礼をもちまして終了したいと思います。
相互に礼
ありがとうございました。